

調査集計の概要

|| ●[調査集計の概要]

1 調査目的

市内事業所の労働条件等についての実態を把握し、労働行政推進の資料とする。

2 調査事項 調査票（ 95 ～ 103 ページ）参照

3 調査期日

調査基準日 平成20年10月1日

4 調査方法

郵送での調査票の配布及び回収

5 対象事業所

市内事業所から抽出した1,000事業所（ただし農業、林業、漁業、鉱工業、電気・ガス・熱供給・水道業を除く）。

6 調査機関

郡山市商工観光部商工労政課

7 その他

- ・規模については、市内事業所の従業員数による。
- ・「-」は、該当なしを表す。
- ・事業所単位の調査項目以外は、従業員数または対象人数による加重平均による。
- ・回答欄が空白となっているものや、判別不能なものは「無回答」としてカウントし、構成比率も付した。
- ・百分率は、小数点第2位を四捨五入しているため。合計が100%にならない場合がある。また、複数回答をしてもよい設問では、百分率の合計が100%を越える場合がある。
- ・回答事業所は417事業所で、回答率は41.7%である。ただし電算処理では、有効回答数があった417事業所のデータを基に集計を行った。
- ・なお、特に回答数の少ない産業に関しては、平均値として不適切なものもある。

産業別回答事業所数一覧

産 業	送付事業所(社)	回答事業所(社)	回答率(%)	構成比(%)
建 設 業	110	68	61.8%	16.3%
製 造 業	60	44	73.3%	10.6%
運輸・通信業	20	14	70.0%	3.4%
卸・小売・飲食業	336	112	33.3%	26.9%
金融・保険業	10	3	30.0%	0.7%
不 動 産 業	20	6	30.0%	1.4%
その他(サービス業)	444	170	38.3%	40.8%
計	1,000	417	41.7%	100.0%

調査結果

用語の説明

- ・「**従業員**」とは、事務所で働く者の中から役員を除いた者をいいます。
- ・「**臨時職員**」とは、雇用期間が4ヶ月未満の者をいいます。
- ・「**パートタイマー**」とは、1週間の所定内労働時間が通常の従業員より短い者をいいます。
- ・「**人材派遣等**」とは、人材派遣会社から派遣されている者及びその他の従業員をいいます。
- ・「**事務系**」とは、経理、管理、会計等の事務に従事している者をいいます。
- ・「**技術系**」とは、化学工業技術者、土木建設技術者、教育、医療保険等に従事する者及び特殊技術を有して従事している者をいいます。
- ・「**生産・現業系**」とは、製造加工、組立修理工、運転手、販売店員、販売外交員、保険外交員、営業、その他の作業員等をいいます。
- ・「**所定内賃金**」とは、労働協約・就業規則や事業所の給与規則などにより、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、所定外賃金を除いたものをいいます。
[基本給、年齢給、その他諸手当(交通費、扶養手当)等を合計した金額]
- ・「**所定外賃金**」とは、所定内労働時間を越えた場合に支給される給与をいいます。
[残業手当、休日出勤手当、宿直手当等を合計した金額]
- ・「**所定内労働時間**」とは、就業規則等で定められている始業時から終業時までの時間から休憩時間を引いたものをいいます。
- ・「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、休日出勤等をいいます。
- ・「**総合平均**」とは、産業と規模に分類しない全体的な平均のことをいいます。